

# 望まない受動喫煙を防止するための 煙の流出防止措置について

---

# 1. 喫煙専用室における煙の流出防止措置について

## 1. 喫煙専用室



① 喫煙専用室の出入口が屋内禁煙エリアにある場合

② 喫煙専用室の出入口が屋外にある場合



望まない受動喫煙を防ぐためには、喫煙専用室から屋内禁煙エリアへの煙の流出防止が必要

屋内禁煙エリアへは煙の流出が生じないため、煙の流出防止措置は不要

## 2. 指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室における煙の流出防止措置について

### 2.指定たばこ(加熱式たばこ)

#### 専用喫煙室



#### ① 喫煙室の出入口が屋内禁煙エリアにある場合



望まない受動喫煙を防ぐためには、喫煙専用室から屋内禁煙エリアへの煙の流出防止が必要

#### ② 喫煙室の出入口が屋外にある場合



屋内禁煙エリアへは煙の流出が生じないため、煙の流出防止措置は不要

## 2. 指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室における煙の流出防止措置について

### 2.指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室



奥が喫煙室

手前が禁煙席



# 3. 喫煙目的室における煙の流出防止措置について

## 3. 喫煙目的室



(いわゆるシガーバー、たばこ販売店等の喫煙室)

① 喫煙目的室の出入口が屋内禁煙エリアにある場合



望まない受動喫煙を防ぐためには、喫煙目的室から屋内禁煙エリアへの煙の流出防止が必要

② 喫煙目的室の出入口が屋外にある場合



屋内禁煙エリアへは煙の流出が生じないため、煙の流出防止措置は不要

## 4. 既存特定飲食提供施設における煙の流出防止措置について

### 4. 既存特定飲食提供施設の



### 喫煙可能室



#### 【健康増進法改正における位置づけ】

既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するもの

直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられる

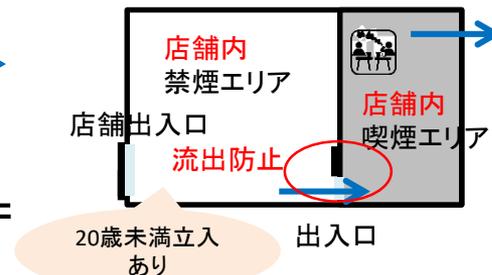
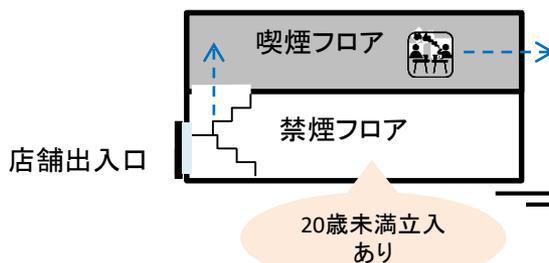
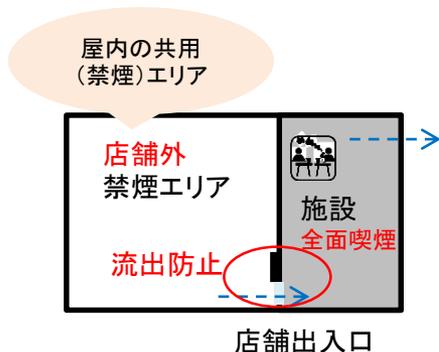
一定の猶予措置

# 4. 既存特定飲食提供施設における煙の流出防止措置について

## 4. 既存特定飲食提供施設の



### 喫煙可能室



喫煙専用室と同じ要件は困難か

店舗外の共用エリアや隣接する施設への煙の流出防止の検討が必要

下階を禁煙フロア、上階を喫煙フロアとすることもありうる

煙が下階へ流出しないこと

望まない受動喫煙を防ぐためには、店舗内喫煙エリアから店舗内禁煙エリアへ煙の流出防止が必要